

こんな消費者トラブル ありました！



市民生活課 市民生活係
☎0824・73・1154

架空請求はがきに関する相談が
後をたちません

被害に遭わないために
手口を知っておきましょう

Q 相談事例

「民間訴訟通達センター」というところから、身に覚えのないはがきが届きました。訴訟の取り下げ最終期日が間近に迫っていたので慌てて電話をすると、相手が弁護士を紹介してくれました。その弁護士に電話をかけると、供託金として10万円をすぐに振り込むように指示されました。信用しても大丈夫ですか。

A 対処方法

架空請求のため
今後は連絡をせず
無視しましょう

★はがきの特徴

【その1】
給与の差し押さえなど、消費者の不安をあおる。

【その2】
「個人情報保護」などを理由に、周囲に相談させないようにする。

【その3】
公的機関のような名称を名乗る。

【例】国民訴訟お客様管理センター、民間訴訟通達センター、国民訴訟通達センター、民間訴訟告知センター、民事訴訟管理センター、消費生活相談センター など
※「法務省管轄支局」と併記されていることもあります。

●不安なときは、庄原市消費生活センターにご相談ください。

架空請求に関する相談は

庄原市消費生活センターへ！

地域へ出向いて説明・懇談を行う

「出前トーク」も受け付けています。

☎0824・73・1228

平日9時～16時（12時～13時は除く）

安心・安全な毎日のために

春の火災予防運動

3月1日(金)～7日(木)



春先は空気が乾燥し、風が強いため火災が発生しやすくなります。昨春は庄原市でも草焼き、たき火が原因で多くの火災が発生しました。火の取り扱いを誤ると大規模な火災となる恐れがあります。特に草焼き、たき火が原因の火災を起さないため、次のことに気を付けましょう。

- ▼火をつけたら完全に消えるまでその場を離れない。
 - ▼空気が乾燥しているときや風が強い日には屋外で火を使用しない。
 - ▼水バケツなど消火用具を必ず準備し、確実に消火をする。
 - ▼火遊びをしない。
- ※ごみ焼きは県条例などに違反します！



ついていきますか？

住宅用火災警報器

住宅用火災警報器は全ての住宅に設置義務があります。火災を早期に見出すことで、早期避難や初期消火を可能にします。まだ設置がお済みでない方は早急に設置してください。

住宅用火災警報器の電池の寿命は約10年といわれています。「いざ」というとき、適切に作動するよう定期的な作動確認、清掃、新しいものへの交換をしましょう。

本年の4月1日以降は販売店で検定合格の表示がない住宅用火災警報器の販売などができなくなります。購入する際は「検定合格の表示」があるかどうかを確認してください。

検定合格の表示



抜粋：消防法施行規則別表第3

問い合わせ・相談は最寄りの消防署までお気軽にどうぞ！

庄原消防署 ☎0824・72・9911
東城消防署 ☎08477・2・4005